

緑あふれる街並みをつくらう

～生け垣設置助成金についてご案内～



新 座 市

緑の環境を育て、

生け垣設置で元気の出る、

わがまちにいざ

新座市は、首都近郊に位置する都市としては、幸いにも武蔵野の面影をとどめた雑木林が多く残されており、緑豊かな恵まれた環境は私達市民が他に誇れる大きな財産であります。

また、今日のように都市化した市民生活の中にあって、緑は景観的な意義だけにとどまらず、私たち一人ひとりに心の安らぎや潤いをもたらしてくれます。その大切な役割を担っているひとつに『生け垣』があります。

新座市では、緑地の保全と緑化の推進に努めており、心の安らぎと潤いのある元気の出るまちづくりのため『生け垣設助成要綱』を制定し、『生け垣』づくり等に対して工事費の一部助成を行い、緑豊かな環境都市づくりに取り組んでいます。

私たちの生活に心の安らぎやゆとり、潤いを与える緑の多いまちづくりを推進するために、身近なところから始めてみましょう。

市民の皆様の『生け垣』設置への御理解と御協力をお願いし御挨拶といたします。

新座市長 並 木 傑

既存のブロック・万年塀を リフレッシュしませんか？

新座市では、平成3年にみどりのまちづくり条例を制定し、緑化の推進に努めているところですが、この条例では生け垣の設置者に工事費の一部を助成する制度を設けています。

生け垣を道路に面した部分に設置することにより、街にはグリーンベルトが続き、四季のみどりが楽しめるだけでなく、道行く人々の心をなごませ、みどりあふれる街並みにつながります。生け垣づくりは、身近なみどりを増やすための最も有効な手法の一つです。あなたの気持ちひとつで、美しい街をつくることのできるのです。

本市では生け垣を設置するための助成金以外にも、*既存のブロック塀を除却し、生け垣を設置する場合、ブロック塀除却についての助成金もごさいます。*

ブロック塀や万年塀の工事を考えている方、市内に住宅・事業所の新築を考えている方など、是非、この機会に生け垣にしてみませんか。

特に、通学路に面しているお宅は、安心・安全にみどりを見ながら快適通学をさせてはいただけませんか。

《生け垣の効果》

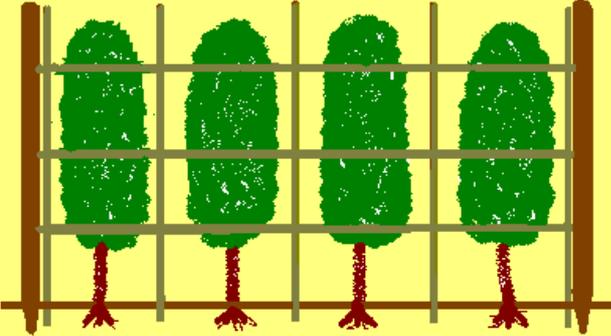
1 街にうるおいを与える	2 空気をキレイにする
3 気温を調節する	4 騒音をやわらげる
5 家の目隠しになる	6 防火・防風効果

《災害時の木の効果》

1 着火飛来物を防ぐ	2 倒壊の危険性が少ない
------------	--------------

《助成対象者》

- (1) 市内に住所を有し、市内の住宅又は事業所等の敷地内に下表に該当する生け垣を設置する方
- (2) 申請時において市税等の滞納をしていない方
- (3) 本助成対象工事において他の助成を受けていない方
- (4) 今まで同一の敷地で本助成を受けていない方
- (5) 建築物の販売を目的とした事業者でない方

	生け垣の高さが1メートル以上に保てるものであること。
	盛土又は構築物に生け垣を設置する場合は、盛土又は構築物の高さが0.5メートル以下であること。
	道路（建築基準法（昭和25年法律第201号。）第42条に規定する道路をいう。）に面して延長2メートル以上で外部から眺望できるものであること。
	植栽する樹木は、延長1メートルにつき3本を標準とし、樹木の位置は道路境界からおおむね0.3メートル後退したものであること。
	5年以上良好な維持管理ができること。

《助成額》

助 成 内 容	助 成 額
生け垣の設置に要する費用	1m当たり10,000円までとし、100,000円を限度とする。 ただし、設置費用が1m当たり、10,000円未満の場合、実際にかかった費用とする。
既存のブロック塀等を撤去し、生け垣を設置する場合に要する費用 ※ ブロック塀等の撤去のみの場合は、建築審査課に御相談ください。	1m当たり5,000円までとし、50,000円を限度とする。 ただし、取り壊し費用が5,000円未満の場合、実際にかかった費用とする。

《申請書類》

『生け垣設置助成金申請書』に以下の書類を添付し、提出してください。

- 1 位置図（ブロック塀撤去がある際は既存ブロック塀位置）
- 2 生け垣設置施工図（配置図（接道状況を明示）・立面図・その他）
- 3 現況写真
- 4 生け垣設置工事に係る見積書の写し（助成対象のブロック塀撤去工事がある場合はブロック塀撤去工事に係る内訳が分かるもの）
- 5 個人情報利用目的外利用同意書（申請者の住所、納税状況等を市が確認するための同意書）
- 6 その他参考となる資料

※ 助成を受ける場合は、工事着手前に申請が必要です。

《お問い合わせ先》

新座市役所まちづくり未来部みどりと公園課みどりの係 電話：048-477-2987
（直通）



《生け垣の管理》

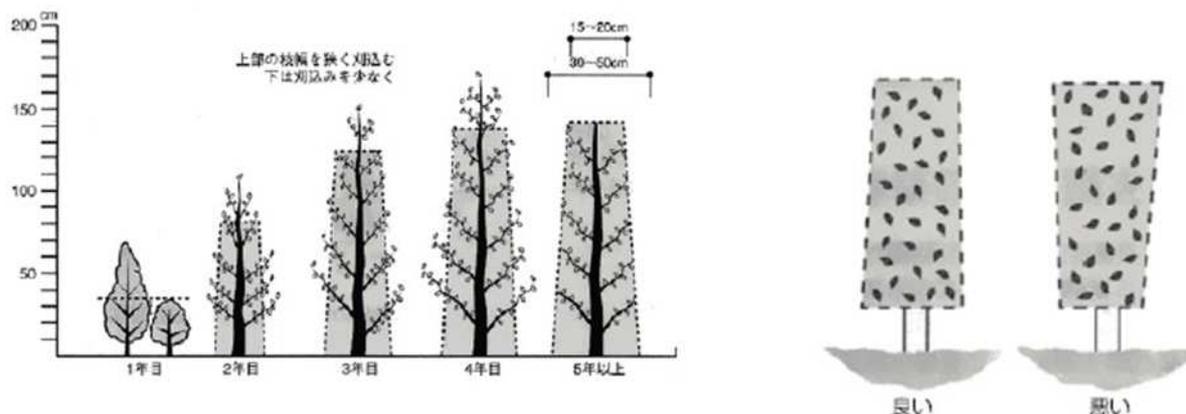
生け垣は、つくった後の管理によって美しさを保つものです。管理は難しいものではなく、適切に行えば容易なものです。日曜植木屋として楽しんでください。

● 刈り込み

刈り込みは、年 2 回行いたいもので、一般的な生け垣では、梅雨どきの 6 月から 7 月に 1 回と、秋から冬にかけての 11 月から 12 月に 1 回行えばよいでしょう。

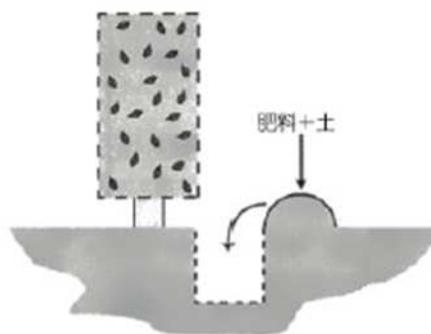
花木類のモクセイ、ツバキ、サザンカ、ツツジなどは、3 月下旬から 4 月に刈り込みましょう。

＜生け垣の基本的な刈り込み＞



● 施肥

刈り込み生け垣は、葉を刈り込むので養分が不足します。そのため年に 1 回程度施肥が必要になります。早春に、魚粕やたい肥を生け垣から少し離れたところに浅く溝を掘って埋めます。



● 病虫害を防ぐ

生け垣樹は、病虫害には割合強いものですが、それでも発生する場合がありますので注意を要します。特に 4 月から 6 月のころと 9 月から 11 月のころは、高温多湿となり、病虫害も出やすい時期です。なるべくこまめに観察し、発生したら、早いうちに防除しましょう。

埼玉県発行『すまいづくりのABC』から一部抜粋

申込みから助成金交付までの流れ

- ※ 助成件数には限りがあります。
- ※ 助成を受ける場合は工事着手前に申請が必要です。

申請者

市

事前相談

- 助成補象となる工事か確認します。



申請

申請書類の提出



受付



現場確認・書類審査

工事着手

交付決定通知書の送付



交付決定



工事完了

完了報告書の提出



完了検査



現場確認・書類審査

受領

交付確定通知書の送付



完了確認



助成金受取
口座の決定

助成金請求書の送付



受付・振込

新座市生け垣設置助成金申請書

和歴 年 月 日

提出先 新座市長 (現市長名)

住 所 新座市

申請者 氏 名

電話番号

新座市生け垣設置助成交付要綱第4条第1項の規定に基づき、助成金の交付を申請します。なお、生け垣の設置及びブロック塀除却に当たり、登録業者とトラブル等が生じた場合であっても、当事者間において解決することとし、市に対する苦情等は申し立てないことを確約します。

記

設 置 場 所	地 番	新座市		
	住居表示	新座市		
生 け 垣 の 概 要	延 長	m	本 数	本 (1 m 当たり 本)
	樹 高	m	樹 種	
	樹 幅	m	盛 土 等	有 (高さ m) ・ 無
工事着工予定日	和歴 年 月 日 ()			
工事完成予定日	和歴 年 月 日 ()			
既存の塀等の有無及び構造	無 ・ 有 (構造:)			
工事予定金額	生 け 垣 設 置	円		
	ブロック塀除却	円		

- 添付書類 (1) 位置図 (ブロック塀撤去がある際は既存ブロック塀位置)
(2) 生け垣設置施工図
(3) 現況写真
(4) 生け垣設置工事に係る見積書の写し (助成対象のブロック塀撤去工事がある場合はブロック塀撤去工事に係る内訳が分かるもの)
(5) 個人情報利用目的外利用同意書

個人情報利用目的外利用同意書

(助成金交付申請用)

(提出先) 新座市長 (現市長名)

新座市生け垣設置助成要綱第4条の規定に基づく助成金の交付申請に当たり、住所及び納税状況等に関し、市が公簿等で確認することに同意します。

和暦 年 月 日

住 所 新座市

フリガナ氏名

生 年 月 日 年 月 日

連 絡 先

和暦 年 月 日

新座市生け垣設置計画変更等申請書

提出先 新座市長 (現市長名)

住 所 新座市
申請者 氏 名 印
電話番号

和暦 年 月 日付けで申請した生け垣設置助成金申請書及びその添付書類に記載された内容について変更(中止)したいので、新座市生け垣設置助成要綱第6条第1項第2号の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり変更の承認を申請します。

記

- 1 交付済み決定番号：和暦 年 月 日付け 新み公収第 号
- 2 変更(中止)の内容
- 3 変更(中止)の理由(具体的に)
- 4 添付書類(変更がある場合は添付してください。)

和暦 年 月 日

新座市生け垣設置完了報告書

提出先 新座市長 (現市長名)

住 所 新座市
報告者 氏 名
電話番号

和暦 年 月 日付で助成金交付決定通知を受けた生け垣の設置が完了しましたので、新座市生け垣設置助成要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

なお、生け垣の設置完了に当たり、同要綱第2条第1項第5号の規定に基づき、今後5年以上良好な維持管理を行うことを確約します。

記

設 置 場 所	地 番	新座市		
	住居表示	新座市		
生 け 垣 の 概 要	延 長	m	本 数	本 (1 m 当たり 本)
	樹 高	m	樹 種	
	樹 幅	m	盛 土 等	有 (高さ m) ・ 無
工 事 完 成 日	令和 年 月 日 ()			
工 事 金 額	生け垣設置	円		
	ブロック塀除却	円		

- 添付資料 (1) 生け垣設置工事に係る領収書の写し (助成対象のブロック塀撤去工事がある場合はブロック塀撤去工事に係る内訳が分かるもの)
- (2) 生け垣設置後写真

和 暦 年 月 日

(提出先) 新座市長 (現市長名)

(申請者)

フリガナ	
氏名又は名称	
住所又は所在地	
電話番号	

新座市生け垣設置助成金請求書

和暦 年 月 日付け新み公収第 号で交付が確定された助成金について、新座市生け垣設置助成要綱第9条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先口座

金融機関	銀行 信用金庫 農業協同組合 信用組合			本店 支店 支所 出張所		
	金融機関番号			支店番号		
預金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> その他()			口座番号		
口座名義 (フリガナ)						
口座名義 (漢字等)						

※ 振込口座は、申請者の口座名義に限る。

※ ゆうちょ銀行の場合、振込用の店名(漢数字)・預金種類・口座番号を記入すること。

※ 口座番号は右詰めで記入すること。

※ 口座番号等の分かる預金通帳等の写しを添付すること。

○新座市生け垣設置助成要綱

平成3年3月30日

告示第45号

注 令和4年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この告示は、新座市みどりのまちづくり条例（平成3年新座市条例第3号）第18条の規定に基づき、市域の緑化を推進するため生け垣を設置する市民及び事業者に対し、生け垣設置費用の一部を助成するために必要な事項を定めるものとする。

2 助成金の交付に関しては、新座市補助金等の交付に関する規則（昭和47年新座市規則第23号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、市内に住所を有し、市税等を滞納していない者であって、市内の住宅又は事業所等の敷地内に、次の各号に該当する生け垣を設置しようとするものとする。

- (1) 道路（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路をいう。）に面して延長2メートル以上で外部から眺望できるものであること。
- (2) 生け垣の高さが1メートル以上であること。
- (3) 植栽する樹木は、延長1メートルにつき3本を標準とし、樹木の位置は、道路境界からおおむね0.3メートル後退したものであること。
- (4) 盛土又は構築物に生け垣を設置する場合は、盛土又は構築物の高さが0.5メートル以下であること。
- (5) 5年以上良好な維持管理ができること。
- (6) この告示による助成金の交付を受けている生け垣が設置された敷地と同一の敷地に設置されるものでないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としてしない。

- (1) 販売を目的とする建築物の敷地内に生け垣を設置しようとする事業者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が対象者として不相当と認める者

(助成金額等)

第3条 助成金の額は、生け垣の設置に要する費用の1メートル当たりの単価（1

0,000円を限度とする。)に当該生け垣の全長を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とし、100,000円を限度とする。

- 2 既存のブロック塀等を撤去し、生け垣を設置する場合における助成金の額は、前項の規定により算出された額に、ブロック塀等の撤去に要する費用の1メートル当たりの単価(5,000円を限度とする。)に当該ブロック塀等の全長(設置する生け垣の全長を限度とする。)を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とし、50,000円を限度とする。)を加えた額とする。ただし、他の助成を受けている場合は、助成金の額の算出には加えないものとする。

(交付申請等)

第4条 この告示による助成金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、生け垣の設置前に、新座市生け垣設置助成金申請書により申請しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 生け垣設置施工図
- (3) 現況写真
- (4) 助成事業に係る見積書の写し
- (5) 個人情報利用目的外利用同意書

(交付決定)

第5条 前条の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、速やかに新座市生け垣設置助成金交付決定・申請却下通知書により申請者に通知するものとする。

(助成の条件)

第6条 前条の規定により交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 交付決定を受けた日から6か月以内に、生け垣を設置すること。
- (2) 第4条の規定による申請の内容を変更し、又は当該申請に係る助成事業を中止するときは、新座市生け垣設置計画変更等申請書を提出すること。
- (3) その他市長が指示する事項

- 2 前項第2号の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、速やかに新

座市生け垣設置計画変更等承認可否決定通知書により交付決定者に通知するものとする。

(完了報告)

第7条 交付決定者は、生け垣の設置が完了したときは、速やかに新座市生け垣設置完了報告書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 助成事業に係る領収書の写し
- (2) 生け垣の設置状況が確認できる写真

2 前項の報告書を受理したときは、現地において助成対象に係る生け垣の設置状況を確認するものとする。

(交付確定通知)

第8条 前条第1項の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、助成金の額を確定し、新座市生け垣設置助成金交付確定通知書により、その旨を交付決定者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、新座市生け垣設置助成金請求書により、助成金の交付を市長に請求するものとする。

(助成金の返還)

第10条 この告示による助成金の交付を受けた者が助成金を目的以外に使用し、又は助成の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したときは、助成金の返還を命じるものとする。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、様式の作成その他の生け垣設置助成について必要な事項は、まちづくり未来部長が別に定める。

(令4告示83・一部改正)

附 則

この告示は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年告示第196号)

この告示は、平成11年10月30日から施行する。

附 則 (平成15年告示第71号)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年告示第123号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年告示第104号）

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新座市生け垣設置助成要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る生け垣について適用し、同日前の申請に係る生け垣については、なお従前の例による。

附 則（平成23年告示第117号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第193号）

- 1 この告示は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 改正後の新座市生け垣設置助成要綱の規定は、この告示の施行の日以後の補助金の交付申請について適用し、同日前の補助金の交付申請については、なお従前の例による。

附 則（平成29年告示第507号）

この告示は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第390号）

- 1 この告示は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 改正後の新座市生け垣設置助成要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る助成金の交付について適用し、同日前の申請に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和4年告示第83号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年告示第296号）

この告示は、令和7年10月1日から施行する。